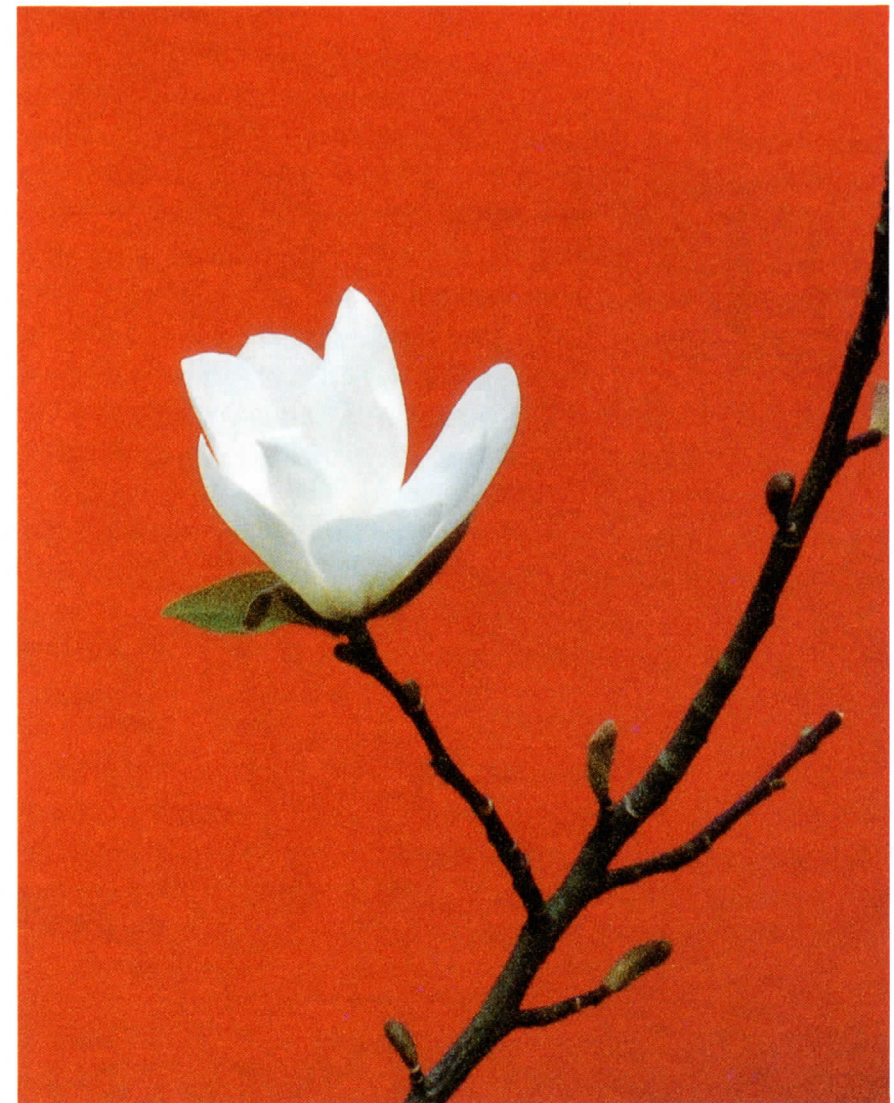


目 次

第1章 郷土の歩み	1. 立 地……………	3
	2. 大歳の沿革……………	4
	3. 神社・仏閣等……………	30
	4. 名所旧跡……………	34
第2章 大歳小学校の歩み	1. 学校教育制度の変遷……………	38
	2. 学校配置図……………	60
	3. 学校行事の変遷……………	66
	4. 児童の学校生活……………	69
	5. 年 表……………	82
第3章 大歳小学校の現況	1. 21世紀を指向した教育の創造……………	100
	2. 本校の主な教育活動……………	103
	3. 中国地区国語教育研究大会で授業公開……………	107
	4. 特別教室棟の建築と門柱の建立……………	108
第4章 地域の社会活動	○大歳小学校PTA活動について……………	110
	○公民館の活動について……………	114
	○さわやか学級……………	117
	○大歳地区子ども会……………	118
	○大歳太鼓……………	119
	○大歳地区スポーツ少年団……………	120
第5章 思い出	○卒業生・先生の思い出の記録……………	126
第6章 百周年記念	○記念のなまえと学級写真……………	150
	○記念の作文と学級写真……………	152
	1. 創立100周年記念事業について……………	168
	2. 100周年記念事業実行委員会組織……………	168
	3. 各専門委員会の事業（活動）内容……………	170
	4. 100周年を祝って……………	173
	○心に太陽を ―碑銘によせて―……………	174
名 簿	○卒業生の名簿（在校生を含む）……………	176
	○教職員の名簿……………	236
あとがき		241

表紙の題字／宮田平助（前実行委員会委員長）
カラー写真／栗林和彦（写真家）

第1章 郷土の歩み



2000年の眠りから覚めた「弥生コブシ」の花

1982年。朝田墳墓群第Ⅱ地区で発掘された、弥生時代中期の食物貯蔵穴（直径1.5m、深さ2m）から、炭化したイネ・アズキ・アラカシの種子に混じって、生きた種子が出土した。山口大学農学部の子都宮宏講師によって播種され、翌年3月出芽。以来10年間手塩にかけて育てられた結果、1993年4月、古代の息吹きを伝える1輪の花が開いた。1年後には、世界中から注目され、「弥生コブシ」と命名されている。

大歳地区の字および自治会位置図



上湯田は字名
○は自治会名

- ①は朝田墳墓群第Ⅰ地区
②は〃第Ⅱ地区
③は〃第Ⅲ地区
④は〃第Ⅳ地区
⑤は王子の森墳墓群
⑥は門前遺跡
—線は石州街道

1. 立 地

ここ大歳の地は、東経131° 26′、北緯34° 8′ にあって、山口市域の中央西部、山口盆地の西側に位置する。

人 口 10,116人 (男4,903、女5,213)

世帯数 4,096 (平成7年4月現在)

その境界は、東は松美町・三和町に接し、北は湯田の前町・下市町・湯田温泉2丁目、そして吉敷の葵町1丁目・中村・木崎に接し、鴻南中学校横の勝井の赤岸から山に入り、金山(240.3[㍎]・別名坊主が岳)から秋葉山(266[㍎])を経て阿仙原の奥の鷲尾根に達する。ここが大歳・吉敷・小郡町の接点である。ここから南へ^{ほたぎやま}櫛木山(415.9[㍎]・別名地吉が岳)、高場山(145[㍎])、的場山を結ぶ尾根が西の小郡町との境界をなし、山口県流通センターから榎野川に達する。南は、榎野川を境に平川地区の平井・黒川に接し、上流側の富田原町東端から小郡町境まで6[㍎]に及ぶ地域である。

これを、赤岸(鴻南中学校西側)から大歳小学校西方の鉄橋をとおり、新井手(開作)の線ではほぼ直線に分け、東部が大字矢原、西部は大字朝田となる。

大字矢原 富田原・今井・上湯田・上矢原・中矢原・下矢原・下湯田・高畑(藩政時代には上湯田・下湯田は一つで湯田村となっていたが、現在は中間に中矢原が入っている)

大字朝田 黒川市・岩富・坂東・勝井・法満寺・高井・三作・和田・朝田・河内・馬庭・阿仙原
(『山口市史』地区編)

2つの大字は以上の20の字に分かれ、更に334の小字(穂ノ木)からなっている。これらの小字名は、普段あまり用いられなくなったが、その土地に生きた祖先が日常生活のなかで自然発生的に名付けた無形の文化遺産であろう。(『山口市史』昭和57年刊参照)

昭和40年6月、一部に新町名が施行され、富田原町・今井町・穂積町・若宮町・周布町・幸町・宝町・矢原町が生まれた。現在の行政区画は、別表のとおり29自治会からなっており、これが小学校の通学区でもある。

	自治会名								
矢原	富田原	今井上	今井下	上湯田上	上湯田中	上湯田下	上矢原	中矢原	矢原住宅
	矢原第二住宅	下矢原	下湯田	矢原宿舍	豊国マンション	周布団地	穂積団地	穂積団地	
朝田	黒川市	岩富	坂東	勝井	鴨原	三作			
	高井住宅上	高井住宅下	高井	和田	朝田	馬庭	河内		

この大歳地区は、榎野川や吉敷川水系の堆積作用でできた沖積層に立地し、古代の条里制遺構がみられるように、早くから田園地帯として開かれた土地柄であった。だが、古くから大内氏の本拠地「西の都」山口に隣接し、縦貫する石州街道を擁する交通上の要衝でもあった。現在でも国道9号線と、そしてJR山口線は大歳駅・矢原駅・湯田温泉駅の3駅をかかえ、県都山口の交通の要衝であることに変わりはない。また、最近は“21世紀のまちづくり”構想のなかで中心的位置を占め、ベッドタウンとして、商業地域としての立地条件から、一層の発展が期されている。

2. 大歳の沿革

——原始・古代（平安時代以前）——

1) 先土器時代

われわれの祖先は、いつごろからこの地に住んでいたのでしょうか。昭和24年(1949)群馬県岩宿で、洪積世の火山灰層から石器が発見されて以来、各地で旧石器が出土し、日本列島にも縄文時代以前の洪積世に人類のいたことが証明された。今から13万年以前から1万年前ごろまでの時期で、まだ土器を使用していなかったから、先土器（無土器）時代という。

大歳地区から旧石器は発見されていないが、このあたりでは、樫野川河口を中心とする小郡湾岸で多く発見されている。山口盆地内では、堂道遺跡（平川）からナイフ形石器が採取されている。これら発見された土器のほとんどが後期旧石器であるが、そのうち秋穂半島的美濃ヶ浜遺跡からは、前期・中期の旧石器も発見されている。こうしたことから、当地区の近くでも、すでに原始社会の人びとの営みがあったことが推察される。

2) 縄文時代

最後の氷期が終わり、温暖で多雨な後氷期（約1万年前）が訪れると、人々は、磨製の石器や縄文式土器を製作し、狩猟・漁撈を行い、植物の実や根を採取する生活に入った。この縄文時代は約8000年続き、早期・前期・中期・後期・晩期に区分されている。

山口市内の縄文遺跡は、山口湾岸の洪積台地や、樫野川・吉敷川・一の坂川流域の丘陵や扇状地、仁保川流域の洪積台地などに多く見られる。このうち発掘調査されたものは、美濃ヶ浜（秋穂二島）、木崎（吉敷）、朝田墳墓群（大歳）の3遺跡である。

これらの遺跡のうち、美濃ヶ浜や仁保川流域から、前期ごろの土器が出土しており、かなり早くからの居住生活が確認される。朝田墳墓群は、勝井・高井にかけて散在する遺跡で、国道9号線（もと山口バイパス）建設のため発掘されたものである。別項で述べるように、弥生時代から古墳時代にかけての墳墓群であるが、同墳墓群第Ⅰ地区から、縄文晩期ごろの土壌が1基発見された。この土壌は一辺約1.4m、深さ0.2mのもので、床から丹塗りの浅鉢土器が出土しているから、集落などの規模はつかめなものの、縄文晩期ごろには、大歳地区に人が居住していたことが証明される。

3) 弥生時代の集落

今から2300年前ごろ、大陸から新しい文化が伝わった。とくに、稲作技術の伝来によって農耕社会が成立し、水田耕作とともに、鉄器・青銅器などの金属の使用が始まった。大きな変革をもたらしたこの文化を弥生時代と呼ぶが、この時代は紀元前3世紀から紀元後3世紀ごろまで続き、土器の形式から前期・中期・後期に分けられている。

山口盆地でも近年の開発にともない、多くの遺跡が発掘された。朝田墳墓群（次項参照）もその一つで、ここから弥生時代の住居跡が2ヵ所発見されている。

朝田墳墓群第Ⅱ地区（朝田勝井）

J R大歳駅の北方約500m、標高45mの丘陵上に営まれた遺跡で、昭和57年(1982)度に調査された。集落遺構は、竪穴住居跡11軒（円形3軒、隅丸長方形7軒、形状不明1軒）と貯蔵用土壇21基が検出された。

出土した土器から、円形住居跡2軒と貯蔵用土壇20基は、弥生時代中期後半のものと認められている。この貯蔵用土壇から、炭化した穀類にまじって、生きた種子1粒が出土した。山口大学農学部の宇都宮宏講師によって育成され、10年後の平成5年（1993）に1輪が開花。コブシとわかり、「弥生コブシ」と命名され、世界の注目をあつめている（章頭のカラー写真参照）。また、その段丘を少し降りた現住居地域の地下からも、同時期の弥生土器片や石包丁が出土している。これらのことは「いずれにしてもこの沖積段丘に、弥生時代中期の母集落が営まれていたようであり、南端部の遺構と一連のものである可能性が高い」（県埋蔵文化財調査報告第69号『朝田墳墓群Ⅵ』）という。なお、他の長方形住居跡は、弥生後期と比定されている。

朝田墳墓群第Ⅲ地区（朝田高井）

第Ⅱ地区の西方で、昭和51年（1976）

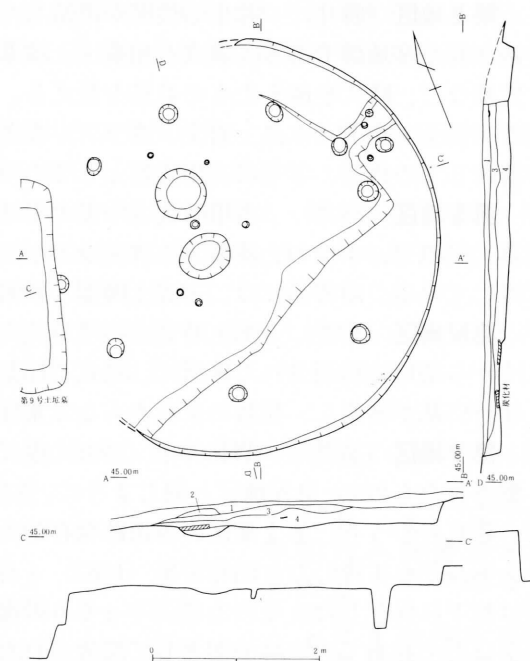
に調査された。この地区からも、1軒の竪穴住居跡が検出されている。

このように、農耕社会の発達、人びとを土地に定着させることになり、大歳の地にもこの時期に小規模の集落が、何か所か誕生していたものと思われる。これが「村」の起源である。そして、その集落の人口は、縄文時代の2倍に増えたというから、1集落が、50人前後だったとみられる。また、弥生文化を特徴づける第1は水稲耕作の拡大であった。しかしながら発掘された貯蔵穴の埋蔵物からみると、多数のドングリのほかは少量のアズキ・稲（粳）であるから、当時の人びとの常食は、コメでなく雑穀類が中心だったのであろう。

弥生時代後期といえは2～3世紀の初めで、ちょうど耶馬台国の女王卑弥呼が君臨していた時代である。



竪穴住居跡と食糧貯蔵穴



4) 朝田墳墓群

樫野川と吉敷川の合流点の北側、金山から東へ派生する支丘群の各先端部に、点在する遺跡が、弥生時代から中世にかけての墳墓群遺跡である。

この遺跡は、国道9号（もと山口バイパス）の建設にともなう発掘調査によって発見されたもので、それぞれ独立した丘山の墳墓群を、北から第Ⅰ、第Ⅱ、第Ⅲ、第Ⅲ-B、第Ⅳ、第Ⅴ地区と呼んでいる。調査は、昭和50年（1975）から57年（1982）までと、昭和60年（1985）に行われた。これらの遺跡には、墳墓群のほかには集団の集落があったことは、前述のとおりである。

第Ⅰ地区（勝井） 弥生時代後期から古墳時代にわたる埋蔵遺跡である。箱式石棺墓・土壙墓・壺棺墓・石蓋土壙墓・円形周溝墓・方形周溝墓・横穴墳など42基が発見された。副葬品には、鉄剣・滑石製小玉・小型仿製鏡・土器などがあつた。

第Ⅱ地区（勝井） 弥生の住居が消滅したのち、古墳時代初頭から5世紀半まで築造された墓地群である。箱式石棺墓・土壙墓・壺棺墓・方形台状墓・前方後円墳・横穴墓など、時代を越えたもの41基を数える。副葬品には、腕輪（貝製）・耳輪・首飾り（管玉・小玉＝水晶、碧玉、ガラス）などの装身具をはじめ、鉄刀・素環刀など武器としての鉄器、さらに日用雑器としての須恵器があつた。

第Ⅲ地区（高井） 古墳時代と中世の墓地区である。箱式石棺墓・方墳・石蓋土壙墓・円墳や、中世の土葬墓・火葬墓などが63基もあつて、山麓地帯の村落の変遷を示唆している。副葬品には、古式土師器・鉄剣・滑石製小玉・鉄鏃などがみられた。

第Ⅳ地区（高井） 弥生時代と古墳時代の墳墓。朝田墳墓群の中では、もっとも早くから墓地に利用された場所で、箱式石棺墓・壺棺墓・石囲墓・横壙墓・横穴墳など総計55基が密集し、複数の家族からなる集団墓地とみられる。

第Ⅴ地区（高井） 昭和60年（1985）度に山口松下電器のグラウンド造成のため発掘されたもので、第Ⅳ地区と同じように、弥生から古墳時代の箱式石棺墓が多かった。

これらのうち、第Ⅰ地区のみ遺跡保存のために、派生丘陵端を切り通しとせず、トンネルとして残した。昭和57年（1982）4月30日に国の史跡指定を受け、実際の遺跡は地下に保存した。その上に、そっくりの復元工事を行い、平成4年（1992）3月に山口市で初めての史跡公園として開放された。

このほか、地区内にある遺跡の主なるものは、次のとおりである。

王子ノ森墳墓群（朝田） 小郡町との境界付近へ南に張り出した丘陵先端部（現在は国道9号線とJR山口線で分断されている）に位置する。大正8年（1919）、昭和53年（1978）に発掘調査され、箱式石棺墓や土壙墓が発見された。弥生時代中期から後期にかけての土器片などが出土しているが、以前に土取り作業で破壊されていて副葬品は少ない。

門前遺跡（朝田郷多羅） 王子ノ森墳より奥の段丘に立地する。弥生時代から中世にわたる複合遺跡。昭和48年（1973）に発掘調査され、箱式石棺墓・集石墓・横穴式石室墳が発見された。

法満寺遺跡（高井） 昭和28年（1953）市営住宅の敷地造成中に発掘。

これら王子ノ森・門前・法満寺遺跡は、いずれも朝田墳墓群と一連のものといわれている。（2ページ地図参照）

5) 古墳時代

弥生時代の水田耕作は鉄器農具の普及発達によって、次第に耕地を拡大していった。そして、経済力の上昇は集団内に階層分化を進め、権力者の出現となり、集団間の争いも始まった。やがて大和朝廷による統一が進められていく。

この時代は、一般に3世紀末から7世紀ごろまでをいい、権力者の富と力によって造られた巨大な墓—古墳—が出現し、これによって古墳時代とよばれている。しかし、6世紀以降の後期古墳時代になると、横穴墓や横穴式石室の採用と群集墓が出現し、古墳の規模の縮小といった特色が現れる。これは、従来の国の首長に限定されていた古墳の築造が、その支配下の小首長層や有力農民層にまで及んだことを示すものである。

この地区内でも、5世紀中葉の造営とみられる前方後円墳（朝田第Ⅱ地区、全長24m、直径16m）1基が発見されている。その後、円形の墳丘にかわり、6世紀に入ると、横穴墓や横穴式石室をもつ古墳群が出現し、後期の小規模な群集墳も多数確認されている。

これらのことから、当時の人びとが樫野川や吉敷川に沿って、水稻栽培に適した低湿地を見下ろす墳墓近くの小丘や山すそに定住して、農耕集落をいち早く成立させていたことがうかがえる。だが、灌漑のためのあぜ構築や田植え・稲刈りなどには、相当の共同労働を必要とした。弥生時代からの家族単位集団は、いくつか集まって大きな集落を形成してゆき、さらに分村的な形で低地に進出していったのであろう。

この時代は、大和朝廷による統治権が拡大する時期で、服属した地方の群小国家の首長たちを国造に任命し、その下に稲置・村主を置いて、村を支配していた時代であった。

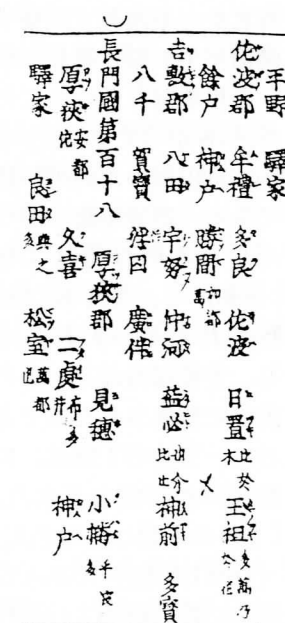
集落の構造は、身分の高い人は高床の入母屋造、倉庫の類は切妻造で、農民は引きつづいて堅穴住居であった。

6) 郷と条里制

稲作農耕は、鉄器という新鋭農具の出現によって技術は進展し、競って農地を開墾した。だが、こうした開墾事業は、やがて中央・地方の貴族・豪族の私有地（田荘）を拡大する結果となり、朝権は弱体化するに至った。

大和朝廷は、大化2年（646）に大化改新の詔を発し、天皇を中心とする中央集権国家を実現する方針を明らかにした。すなわち、(1)土地・人民を政府に納め、公地公民にする。(2)都と地方の行政組織を定める。(3)班田収授法の実施。(4)租・庸・調などの税制の統一の4点であった。これを出発点として、近江令・淨御原令・大宝律令を経て、養老2年（718）に養老律令が制定されて、律令国家体制が完成する。

郷の誕生 地方制度としては、国・郡・里（のち郷）の行政区画が設けられた。大歳地区は周防国の吉敷郡に



倭名抄（県立山口図書館蔵）

属したが、何里（郷）といったか明らかでない。吉敷郡内の郷は、のちの『倭名抄』
 （930年代の編纂）によると、八田・宇努・仲河・益必・広伴・神前・多宝・八千・
 賀宝および俘囚（高山寺本にはない）の10郷をあげている。さらに、郡名と同じ吉
 敷郷があったとする説に従えば、11郷ということになる。このうち、俘囚郷は仁保地
 区と比定する説もあるが、『防長地名淵鑑』によると、山口盆地を貫流する樫野川中
 流域の大歳・平川地区をあてている。

郷名の由来は、「上古東北地方の経略が進むなかで、俘囚となった蝦夷を多く諸国
 に配置して、地方の開拓にあたせたという記紀史料に基づき、吉敷郡の俘囚集落も
 また樫野川流域に置かれて、開発に従事させたことによる」（『山口市史』）と推測さ
 れている。すなわち、樫野川中流域の荒廢地は、次項で述べるように、東大寺の荘園
 として開発されるのであるが、当時、俘囚の人びとによって開墾されていたため、こ
 のあたり一帯の郷名となったのであろう。

条里制のなごり 律令制下の農民は、区分田を班給され、死亡すると再び国家に収
 公された。この班田収授の法を円滑にするための土地区分法を、条里制といった。

すなわち、一辺の長さ6町（654¹/₂）四方の1区画を里といい、郡を単位に南北を
 1条・2条、東西を1里・2里と数えた。里は各辺を1町（109¹/₂）ごとに6等分し、
 溝・畦・道で坪と呼ばれる36区画に分け、その一隅から1ノ坪・2ノ坪と呼んだ。そ
 して、この1坪（1町四方）の田地をさらに10等分して、その1区画を1段（360歩）
 とした。こうして、所在地を明らかにして班給された。

この条里制の遺構が、大歳地区にも認められる。条・里名の残る古文書や地籍は見
 当たらないが、小字（穂ノ木）名に「坪」のつくものが残っている。上湯田や下湯田
 の上ノ坪・四ノ坪・五ノ坪下・中ノ坪が、勝井や坂東の坪ノ内・森ヶ坪・大坪・九ノ
 坪がそれである。更に、現在の「小字配置図」（下図）を見ると、北東から南西の線と、
 西北から東南線で直交する直線で、整然と区画された地域がある。それは上湯田・下
 湯田・中矢原・勝井・坂東・鴨原・三作あたりにあり、当時のなごりとみられる。

条里地割りはいつごろ

できあがったのだろうか。班田制のための戸籍
 である「庚寅年籍」がつ
 くられるのは持統4年
 （690）で、2年後に施
 行されたといわれるか
 ら、吉敷郡あたりもこの
 前後に整備されたのであ
 る。当時の1郷は、戸
 数50戸が単位とされた。
 「1戸の人数は平均25人」

（『山口市史』）であった
 から、俘囚郷の人口は1、
 250人ということになる。



全国の1郷あたりの納税者（17～65歳の男子）は、330人が規準とされたから、働き
 手は男女合わせても600人前後とみななければならない。当地区にとり条里のための溝・
 畦・道の改修は、大事業であった。このような1300年前の飛鳥時代のなごりを見るに
 つけ、古代の人びとが黙々となしとげたであろう壮大な耕地整理事業は、さだめし苦
 労が多かったことであろう。

7) 樫野庄の成立

理想の制度とされた班田収授の法も、人口の増加によって区分田の不足を生じた。
 また、田荘を返上させられた貴族・豪族らは、ひそかに荒地を開墾して私有地の退蔵
 を図った。一般公民も軍役・夫役の苦しさから、隠し田を持つようになって、土地制
 度は乱れてきた。政府は養老7年（723）に三世一身法、天平15年（743）に墾田永世
 私有法を出して、墾田の永代私有を認めた。そして、さらに新たな開墾をすすめたから、
 力のある貴族・豪族・寺院は、競って広大な荘園地の認可を受けて、荒地の開墾をは
 じめたのであった。

本来、荘園は輪租田で、納税の義務はあったが、荘園領主はその地位を利用して、
 次第に田租免除の不輪租の特権を得て、政府の行政権限外に置かれるようになった。

周防国にも、多くの荘園が置かれたが、大歳に関係のあるのは、中世以前の立荘と
 みなされる「樫野庄」である。樫野庄は、奈良東大寺の荘園で、その成立時期は、天
 平勝宝4年（752）といわれている。その面積は、天曆4年（950）の史料によると、「周
 防国吉敷郡樫野庄田91町6段19歩」（『東大寺封戸并寺用帳』）とある。

この91町歩におよぶ荘域は、「高井・勝井・岩富・高畠・福良・小原等樫野川沿岸
 の地方、およびその河口の新生土たる小郡の地なるべし」（『防長地名淵鑑』）と比定
 されている。すなわち、大歳・平川地区、および小郡に及ぶ俘囚郷内にあって、条里
 制地割りの行われなかった、樫野川流域の荒廢地と推定される。

東大寺が、この未墾地に荘園を設定して、樫野庄といったことから、郷名も「樫野郷」
 というようになったのであろう。

樫野の由来 この「樫野」の名の由来については、諸説がある。①小郡の伝説に、
 東大寺建立のころ鐘樓の榿木を諸国に求められ、小郡に大きな榿の木（ヌルデ）の良
 材があり、これを献上して樫野の地名が生まれた。②「日本書紀」に柴を「ふし」と
 読んでおり、雑木の生えている原野の意味に漢字をあてはめた。③俘囚郷域に、東大
 寺の荘園が成立し、フシュウの野の意味から「樫野」の字をあてはめた。このような
 諸説があるが、現在では③が定説となっている。もしそうだとすると、樫野川の名称
 もこれから起こるのであろう。

——中世（鎌倉・室町時代）——

中世における周防国は、文治2年（1186）に東大寺再建のため、その造営料国にあて
 られた。そのため、山口地域においては、朝廷・幕府の力を背景に、東大寺の保全をは
 かろうとする旧勢力と、この地域に生まれ育って実力を伸ばしてきた大内氏との対立抗

争の跡をたどらなくては、その歴史は語れない。大歳の地域もまた、そのはざまにあって揺れ動いた。

1) 東大寺の再建

治承4年(1180)に源平の戦いが始まり、平重衡の軍勢によって、奈良の東大寺や興福寺はことごとく焼失した。戦乱は5年間も続き、文治元年(1185)に平氏一門が壇の浦で滅亡することによって終息する。源頼朝は弟義経逮捕を口実に、国ごとに「守護」を、荘園や公領(国衙領)に「地頭」を置いた。守護は、その国の軍事・謀反人検挙をつかさどり、地頭は、荘園や公領の管理・年貢徴収・警察権を持つものであった。したがって、これまで各国に「国司」がおり、公領には「保司」、荘園には「荘官」がいたから、二重支配が行われることになった。そして、守護・地頭の権限は、時代とともに増強されてゆくのである。

戦乱の最中の養和元年(1181)、焼失した東大寺の再建がはじまった。造東大寺^{だい}勸進^{かんじん}となった俊乗坊重源^{しゅんじょうぼうちゅうげん}は、超人的な努力によって全国から浄財を集め、宋人の鑄師陳和卿^{ちんわけい}によって大佛の鑄造をはじめ、2年後の文治元年に大事業を果たした。さらに、大仏殿など諸堂の再建を進めるため、翌文治2年(1186)に周防国は東大寺造営料国にあてられた。このため、重源は事実上の国司として赴任し、周防国を管理することになった。みずから佐波川上流の徳地保に入って用材の切り出しを指揮し、9年間にわたる苦難ののち、建久6年(1196)に大仏殿を再建した。さらに建仁3年(1203)には、付属の諸堂舎もほぼ完成するのである。

重源が赴任した当時、周防国内には諸豪の私領である荘園の面積が意外に広く、しかも公領と入り交じって、その所属のはっきりしない土地も少なくなかった。また、公領の地頭も国衙の干渉をきらって、荘園と主張してこれを奪っていった。

2) 保と庄

この時代における周防国の公領・荘園のはっきりした史料はないが、周防国の場合、荘園に属する土地は「庄」^{しょう}、公領すなわち東大寺の支配する国衙領は「保」^ほと呼んだ。したがって、当時の文書・記録から概略をさぐると、周防国の保数は52ヵ所あったものとみられる。

大歳地区には、湯田保・黒川保・朝田保・勝井保・千代丸保の5保(のち矢原保が登場する)と、東大寺の私有である樫野庄の一部があった。

これら庄・保の境域・人口、その名称の由来など、明らかなものはない。この保は、自然村落であつたらしい。この当時の宮野庄は、田畠118町5段、無主の荒野53町5段で、在家は31宇しかなかったというから、大歳の地域もこれとかわらぬ寒村であつたと考えられる。

湯田保 今の山口市湯田と、大歳地区の上湯田・下湯田にあたる。正治2年(1200)の「周防阿弥陀寺田畠坪付」(阿弥陀寺文書)に、吉木本郡の内として「湯田三段」とある。正中2年(1325)の「周防国法花寺院内四至境并免田坪付等事」(国分寺文書)にも、「湯田保」とあり、国衙領であつたことがわかる。

黒川保 大字朝田の黒川市・岩富と、平川の福良・田屋島にあたる。貞和3年(1347)

の「周防国佐波郡大前村一宮玉祖御神用米国衙沙汰之在所注文事」(玉祖神社文書)に、「黒河保七段小」とある。その後、大内氏の台頭によってその支配下におかれる。明応4年(1495)に国庁目代(国司代理)から加茂国資(東大寺所属の武士)に下達文が出されている。これには「黒川保は30余年前から加茂国資を保司に任命し、名田2町7段小を支給しているので、保民は承知せよ」(得富家文書)とある。これに、大内政弘(29代)も裏書しており、国衙領(東大寺支配)であることを確認している。

朝田保 今の大字朝田字朝田の地域にあたる。明応6年(1497)4月、大内義興の「周防五社参り」の記録に、「西ノ刻吉敷庄御立ち、則浅田御着、五社へ御参詣…」とある。これから、当時は「浅田」とも書かれていたことが知られる。

勝井保 今の大字朝田字勝井にあたる。明応4年(1495)の「保司職補任状」に「勝井保」とあり、やはり加茂国資が保司であつたことが分かる(得富家文書)。

千代丸保 保域は明確でない。現在、千代丸井手や千代丸橋があり、その付近を「千代丸」といっているから、今の千代丸井手掛り、即ち勝井の南で坂東・三作・高井南部にわたる一帯であろう。『山口県風土誌』に、「千代次保」とあつて「所在不明」としているが、明応4年(1495)の国庁文書に「千代次保司職」は「勝井保の代所(兼任)」とあるから、「千代丸保」の誤りと思われる。

この「千代丸保」という名称は、鎌倉・室町時代(大内時代)の文献にだけ見られ、以後消滅しているという。

矢原保 大字矢原の上矢原・中矢原・下矢原の地域にあたる。南北朝時代まで、「矢原」の保名はみられないというが、おそらく樫野川流域の荒廃地の開墾が進められ、東大寺私領の樫野庄と、付近土豪・農民の名田(私有田)とが、混在していたためと考えられる。永和4年(1378)、大内弘世が氷上の興隆寺に寄進した田畠の中に、「矢原一反半金田名」とある(興隆寺文書)。その後、文正元年(1466)山口町善福寺に寄進された土地に、「吉敷郡矢原保内伍町右田伊豆守跡」とあり、このころ保名が生じている。

樫野庄 この成立時期を「東大寺要録」は、天平年間(729~748)としているが、竹内理三氏は天平勝宝4年(752)と断じている。

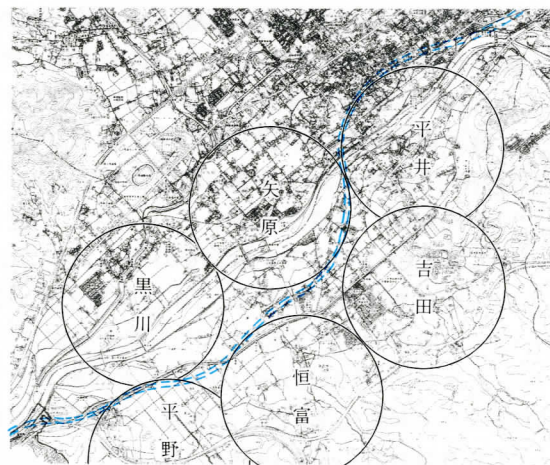
この荘域はすでに述べたように、高井・勝井・岩富・高畠・福良・小原などの樫野川沿岸地域から、その河口にあたる小郡におよぶ地域と推定される。しかし、長徳4年(998)ごろには荒廃状態になり(東大寺領目録)、周防国が東大寺造営料国になったころは、荘園として機能していなかった。

それを重源が復興させて東南院に寄付したが、建久9年(1198)源頼朝は白松資綱を小郡と賀河郷の地頭に補したから、東大寺は異議を申し立て、資綱は解任されている(東大寺要録)。貞応元年(1222)には、時広法師が樫野庄の新補地頭に補せられ、東大寺の訴えにより、天福元年(1233)に幕府は地頭を解任している。この下知状によると、「小郡ならびに賀河荘は当荘一所なり」とあるから、中世以降は嘉川あたりまで荘域が広がられていた。大歳地区では、当初以上に庄域は広がられていなかったようである。

3) 樫野川の流れ

山口盆地を貫流する樫野川の西岸には、山口の中心街が展開し、その下流域に大歳地区、東岸に平川地区の沃野が広がっていた。樫野川は、仁保川・問田川と錦川（天神川）が出合って本流となる。さらに一の坂川を合わせ、ここから大歳と平川の境となり、吉敷川の流れを集めて小郡湾にそそぐ。この流れは、平素は稲作用水として恩恵をもたらしたが、豪雨にはしばしば大きな災害をもたらした。

この樫野川は、堤防で固定されていない昔は、川筋も一定せず、豪雨のたびにあちこちにあふれ、盲流状態が続いたに違いない。樫野庄もそうした氾濫の影響で、開発のおくれた地域に立荘されたものであろう。したがって、鎌倉時代の樫野川の流れは今と違っていった。仁保川・問田川および錦川が、姫山の北で出合って主流となり、南流して堅い岩盤に当たって西北の湯田方面に向かい、富田原の北側を流れ、現在の湯田温泉駅下の今井あたりから蛇行して南に転じ、平川地区の小原・福良・田屋島の南側を流れ、平野の山の腰を通過して小郡方面に向かっていったと考えられる。それが、永い年月の間に大洪水で次第に流れが変わり、堤防で固められて今日に及んだのである。



この川の移動を裏付けるものとして、

- (1) 近世江戸時代の矢原村・黒川村・朝田村の村域をみると、大歳地区の富田原は川をへだてた平井村に属し、反対に平川地区の小原は矢原村に、福良・田屋島は黒川村に属していたのである（『防長地下上申』）。
 - (2) 大歳地区を縦貫するいわゆる石州街道（旧国道と呼ばれ、現在は市道）は、中世に発達したものであるが、朝倉市（現周布町）で西寄りに大きく曲がっており、この旧道を土地の人は「大曲り」と呼んでいる。これは大昔に樫野川が蛇行していたためといわれており、付近には古い土手や深田の痕跡がみられる。
 - (3) 神社の氏子関係をみると、富田原は平井村の日吉神社に、平川の小原は矢原村の住吉大明神、福良・田屋島は黒川村の岩富八幡宮の氏子区域であった。これは明治になっても存続し、富田原が大歳村に所属しても、日吉神社氏子から離れなかった。また、明治42年（1909）に村内7社が統合されて朝田神社となっても、小原は古来の伝統を守って朝田神社の氏子でいる。
- これらのことから、流路の変化と村落形成の関係を知ることができる。

4) 大内氏の登場

大内氏は、関西において一、二を数える旧族である。その始祖は百済の聖明王の第3王子琳聖太子といい、推古天皇19年（611）に周防国多々良浜に來着し、のち大内^{あがた}県に居住したと伝えられている（『大内譜牒』）。

はじめ多々良姓を称し、周防国庁の役人として勢力を延ばしてきた。多々良氏が史上にあらわれるのは、治承2年（1178）に多々良盛房（16代）父子らが流罪を許されて帰国したときである。このようなことは、当時全盛を極めていた平清盛の勘気^{ごんけ}にふれたためであろう。この事件にもかかわらず、大内氏の勢力は衰えずに、盛房は周防権介（国司次官補）になり、やがて周防介（国司次官）となって在庁官人の最上位を占め、大内介と称した。平家が壇之浦に追われたころには、盛房およびその子弘盛（17代）は源氏に味方し、以後、代々周防介・周防権介を世襲して、周防随一の豪族に成長していった。

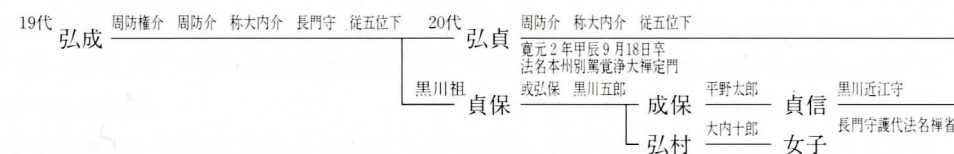
したがって、文治2年（1186）周防国が東大寺造営料国にあてられ、国司上人や目代（国司代理）が東大寺から任命されてきても、その威令には服さなかった。建久3年（1192）に、大内弘成（19代）が東大寺の用材搬出を妨害したのも、そのあらわれである（『吾妻鏡』）。また、平家滅亡後、源頼朝は鎌倉幕府を開いて諸国に守護を、荘・保に地頭を置いて管理させた。大内氏は源氏譜代の御家人待遇を受けていたから、その一族から地頭に任せられる者が多く、守護以上の実勢力をもつにいたった。一族から出た地頭には、次に述べる黒川五郎や平野太郎などがいた。

5) 豪族・黒川五郎

大内氏の系図をみると、用材搬出を妨げた大内弘成（19代）の次男に大内貞保がおり、分家して黒川氏の始祖となっている。この貞保の通称名は黒川五郎である。

黒川というのは、「黒川保」のところで述べたように、現在の黒川市・岩富と対岸の平川地区の福良・田屋島にわたる一帯の地名である。当時、樫野川はその南側を流れていたはずで、広大な流域であった。大内貞保が地頭としてこの地に本拠を構え、在名によって黒川五郎と称したのであろう。

〈大内氏略系図〉



天保年間編さんの『風土注進案』（黒川村編）によると、「黒川五郎貞保屋敷跡、今其地不分明」とあるのみで、ほかに文献的史料や伝承もない。しかし、岩富の岩富八幡宮跡の西側に、東殿・馬場・西殿という豪族屋敷にふさわしい小字（穂ノ木）名が残っている。また、近くの最明寺が大内氏と関係を持っていたことから考えて、黒川氏の屋敷があったとみてよいだろう。この時期は、大内弘世（24代）が山口に本拠を移した正平15年（1360）より、100年も前のころである。

また、その子成保は対岸の平野の地を領有して、平野太郎といい、弘安10年（1287）に日吉神社を建立している。そして、その子貞信は黒川氏を継ぎ、長門守護代になった。

6) 東大寺勢力の後退

荘・保には、荘司・保司などの役人を置いたが、力を伸ばしてきた地頭は土地を奪

い、税を横領した。東大寺支配の周防国の公領50余保のうち、33保がこの難に会い、たまりかねた国司の忍性上人は、永仁2年(1294)に鎌倉幕府に訴えた。この横領された国衙領のなかに、千代丸保・黒川保・湯田保・勝井保の4保が含まれている。幕府は、地頭に国庁の命に従うよう沙汰したが効果はなく、その横暴はますますひどくなった(東大寺尊勝院文書)。

このことは、国庁目代(国司代理)承元上人と、在庁官人の周防権介大内重弘(22代)との争いとなり、正和元年(1312)に重弘は国衙の計画を妨害して目代たちを逮捕し、国庁を焼き払った。東大寺は事の次第を幕府に訴えたが、重弘の画策によって、逆に国司の尊智上人が罷免される結果となった(『周防国庁更務代々過現帳』東大寺文書)。

大内弘世(24代)は、鷲頭氏と戦って周防国内を平定するとともに、長門に出兵して厚東氏を攻め、正平13年(1358)にはこれを豊前へ亡命させて、防長両国を統一した。

弘世が大内村を出て、山口に居館を移すのは正平15年(1360)ごろと推定される。以後200年、大内義隆(31代)が自刃するまでの山口の発展は、目をみはるものがあり、その近郊としての大歳地区も、山口の発展と共に変貌を遂げたのであった。だがその陰には、南北両朝対立という混乱に乗じ、守護・地頭は土地や年貢を略奪し、その上国衙領の貢租を徴収する地頭請の制度によって、国衙領の支配権を握り、在地領主化が進められたのであった。

大内氏は周防・長門の守護となり、さらに対鮮・対明貿易による富力をもって勢力を伸ばし、屈指の守護大名へと成長した。すでに、東大寺は大内氏の眼中になかった。しかし、東大寺はいまだ周防国の領主であり、朝廷・幕府の保護を背景とする天下の大寺であったから、一挙に押しつぶすには遠慮があった。大内歴代当主は、表面上は国衙領を保護する基本的態度をとり続けている。すなわち、大内義弘(25代)は応永6年(1399)に「公領不犯五か条」の誓文を入れたほか、盛見(26代)・持世(27代)・教弘(28代)・政弘(29代)が、それぞれ先例にならって東大寺に安堵の一札を与えている。さらに、明応5年(1496)には大内義興(30代)も、五か条の誓文を約束している。だが、肝心の地頭をはじめ、保司・荘官ら在地領主層の多くが、大内一族であったから、誓文はほとんど履行されなかった。

7) 寺門大訴事件

このような事態は、東大寺にとって大きな打撃であった。東大寺は、なんとかして大内氏から国衙領の返還を求めたいとその機会をうかがっていた。永正5年(1508)に、東大寺は大講堂と三面僧坊を失火により焼失した。この再興のためにも、東大寺は大内氏への国衙領返還交渉を強力に進めることを決意した。

当時、大内義興(30代)は、山口に亡命していた前將軍足利義植を奉じて入京し、義植を再び將軍職につけた。義興自身は、管領代の重職について、永正15年(1518)まで在京した。このことを絶好の機会とみた東大寺は、前内大臣三条西実隆を通じて、国衙領および榎野庄の返還を大内氏に要求した。しかし交渉は進まず、東大寺は最後の手段として寺門を閉鎖して休業し、朝廷に強訴した。これがいわゆる「寺門大訴事件」である。

翌永正6年に入り、やっと交渉が成立した。管領代という重職の立場もあった義興

は、国衙領の返還を確約し、東大寺は2月に開門した。

周防国衙領50余か所のうち34か所、定田にして399町6段大30歩(約4000石)が、8月に返還されることになった。このうち大歳地区関係分は、湯田保(131段大30歩)、勝井保(65段半30歩)、黒川保(138段)、千代丸保(181段)の計51町6段小であった(『諸郷保国衙一円図界の事』)。

また、榎野庄はこのとき解決せず、9月になってようやく返還されたが、段別は不明である。しかし、翌年には同庄からの年貢が納入されないとして、代官改易の要求がなされている。

この時代は、もう戦国の世を迎えていた。戦国大名が各地に割拠して、攻防に明け暮れるという乱世であった。中央での交渉は成立しても、実際に国衙領を支配する保司や地頭は、従来のままの在地武士であったから、沙汰に従わない者も現れた。このようにして、国衙領はだんだんと形骸化してゆくのである。

天文20年(1551)、大内義隆(31代)は自刃して大内氏が亡びると、東大寺は毛利元就に国衙領50余郷の返還を要求した。しかし、元就が永禄元年(1558)に国衙領として認めたのは、国庁所在地の土居八町の地のみであった。

— 近世(江戸時代) —

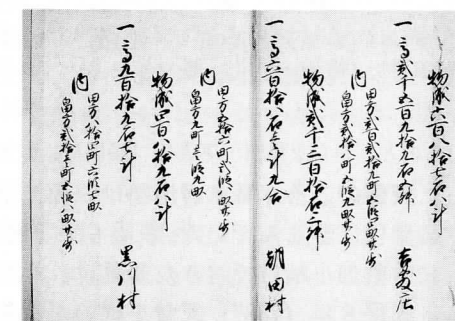
1世紀にわたる戦国時代は、「下克上」といわれたように、群雄は割拠し、社会的・政治的に不安定な時代であった。その中から織田信長が傑出し、ついで豊臣秀吉が天下統一を果たすと、「太閤検地(天正の石直し)」「刀狩り」を行って、土地制度の大改革が断行された。これによって、武士階級の兵・農の分離が急速に進められた。一地一作人の原則は、農民を土地に縛りつけ、自立をうながすこととなった。石高制の実施により、村に年貢が割り付けられ、村は幕藩制社会に組みこまれていった。

1) 村のなりたち

慶長の検地 関ヶ原の戦いに敗れた毛利氏は、慶長5年(1600)に中国地方8か国120万余石の大名から、防長2か国の領主に減封された。この年、検地に着手してその石高・物成(貢租)の算定が行われていた。防長両国の石高は、29万8,480石余で、物成の比率は7つ成(7割強)であった。

この慶長5年検見帳の、大歳地区の記載を見ると、次のとおりである。

- | | |
|----------------|-----|
| 1、高 618石1斗9合 | 朝田村 |
| 内田方 56町2反8畝20歩 | |
| 畠方 9町1反9畝 | |
| 物成 489石8斗 | |
| 1、高 919石7斗 | 黒川村 |
| 内田方 84町6反7畝 | |
| 畠方 21町5反8畝20歩 | |



慶長5年の検見帳(山口県文書館蔵)